

令和 2 年第 5 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 4）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第33号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の 一部を改正する条例……………	3
参考資料 新旧対照表……………	5

令和2年11月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

加藤慎平
中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
水ノ上成彰

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

龍田美栄
上野充司
西川知己
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
池田克史

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第33号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例に基づく議会議員報酬の月額について、100分の15に相当する額を減ずる期間を、令和2年11月30日までとあるのを、令和3年5月31日までに改めるために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年11月30日」を「令和3年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

參考資料

新旧对照表

＜議員提出議案第33号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>議会議員の議員報酬の月額は、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。</p>	<p>議会議員の議員報酬の月額は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

令和2年第5回市議会(定例会)付議案件綴(その4)

令和2年11月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0099